「豊橋市公契約条例」の「特定公契約」に該当するため「労働報酬下限額」が定められています。

公契約条例について

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者 の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もっ て地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として制定し、平成28 年4月1日より施行となりました。

〇どんな契約が対象?

工事請負契約

予定価格1億5,000万円以上

業務委託契約

予定価格1,000万円以上の契約のうち以下のもの

- 庁舎清掃業務、病院清掃業務
- 施設警備業務、会場警備業務(機械警備に係る ものを除く)
- 除草・草刈り業務 ・草地・樹木管理業務
- 草花管理業務 ・給食補助業務
- 庁舎受付業務・施設受付業務 人材派遣業務

指定管理協定

予定価格が1,000万円以上のうち、公募による協定

○適正な労働条件の確保とは?

対象の労働者

受注者及び下請業者に雇用されている労働 者、いわゆる一人親方まで対象となりま

労働報酬下限額(賃金の下限額)

工事の場合

職種ごとの公共工事設計労務単価を 時給換算した額で80%以上。ただし、 未熟練者・年金受給者等の方は時給 1.146円以上。

業務委託、 定の場合

時給1、042円以上。ただし、未熟 指定管理協 練者・年金受給者等の方は時給 1.0 27円以上。

〇特定公契約案件の受注者等の義務は?

事業者(受注者、下請業者、労働者派遣業 者)は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に 支払わなければなりません。

受注者は労働環境確認書(市契約検査課ホ・ ムページ等参照)を作成し、契約を締結する担 当課へ契約締結後7日以内に提出しなければな りません。

な 事

受注者は、以下の事項を周知するため、作業 項 | 所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書 面で交付しなければなりません。

- 1 この条例が適用される労働者の範囲
- 2 労働報酬下限額
- 3 申出をする場合の申出先
- 4 申出を理由として、不利益な取扱いを受 けないこと

〇労働者の申し出とは?

賃金が支払われていない場合や、支払われた賃金 が労働報酬下限額を下回っている場合、市長等及び 事業者(受注者、下請業者、労働者派遣業者)に申 し出ることができます。

〇受注者が条例違反した場合は?

労働者から申出があった場合、又は提出された労 働環境確認書の確認をした場合において調査が必要 と認めたときは、市長等は受注者に対して報告、資 料提出の要求や立入調査を行うことができます。

さらに調査が必要な場合は、市長等は下請負者等 に報告、資料提出の要求や立入調査を行い、関係者 に協力を求めることができます。

以上の結果、市長等は、労働環境の改善が必要と 判断したときは、事業者に対し是正措置の指導等を 行うことができます。

労働者のみなさまへ

「労働報酬下限額」以上の賃金を受け取っている

か確認してください。

公契約条例について

申出先	申出書
	豊橋市財務部契約検査課の窓口又はホームページ に様式がありますので、御利用ください。

豊橋市財務部契約検査課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 (TEL) 0532-51-2150 (FAX) 0532-56-5839 豊橋市公契約条例HP: http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm



〇令和5年度労働報酬下限額一覧表(単位:円/時間)

※令和5年10月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用

1:工事請負契約

No.	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2, 540
2	普通作業員	2, 210
3	軽作業員	1, 710
4	造園工	2, 260
5	法面工	3, 110
6	とびエ	2, 780
7	石工	2, 900
8	ブロックエ	2, 820
9	電工	2, 280
10	鉄筋工	2, 780
11	鉄骨工	2, 720
12	塗装工	2, 860
13	溶接工	3, 010
14	運転手 (特殊)	2, 620
15	運転手 (一般)	2, 390
16	潜かんエ	3, 440
17	潜かん世話役	4, 250

No.	職種	労働報酬 下限額
18	さく岩工	3, 230
19	トンネル特殊エ	3, 820
20	トンネル作業員	2, 860
21	トンネル世話役	4, 230
22	橋りょう特殊工	3, 170
23	橋りょう塗装工	3, 570
24	橋りょう世話役	3, 780
25	土木一般世話役	2, 750
26	高級船員	3, 110
27	普通船員	2, 390
28	潜水士	4, 490
29	潜水連絡員	3, 020
30	潜水送気員	2, 600
31	山林砂防工	3, 020
32	軌道工	4, 420
33	型わくエ	2, 930
34	大工	3, 060

No.	職	種	労働報酬 下限額
35	左官		2, 640
36	配管工		2, 330
37	はつりエ		2, 720
38	防水工		2, 760
39	板金工		2, 810
40	タイルエ		2, 380
41	サッシエ		2, 950
42	屋根ふきエ		2, 432
43	内装工		3, 170
44	ガラスエ		2, 740
45	建具工		2, 430
46	ダクトエ		2, 350
47	保温	且工	2, 680
48	建築ブロ	コックエ	3, 125
49	設備機械工		2, 720
50	交通誘導員A		1, 760
51	交通誘導員B		1, 450

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、1.146円とする。

2: 工事請負以外の契約 (業務委託契約・指定管理協定)

1,042円

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、1,027円とする。